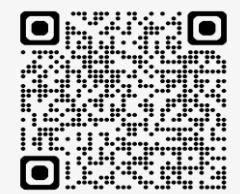


# 住宅宿泊事業を行う事業者の皆様へ

必ず江戸川区のホームページを事前にご覧ください

江戸川区のホームページの「住宅宿泊事業者（民泊）から出るごみ」の記載内容、「よくある質問」について一通りご覧ください。「住宅宿泊事業廃棄物処理報告書」の記入方法、記入例も掲載しております。

☞ホームページの日本語以外の言語への変換方法は、裏面をご覧ください。



## 住宅宿泊事業で発生するごみは事業系ごみです

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において「事業者処理責任」が規定されており、全ての事業者にはごみを適正に処理する責務があります。住宅宿泊事業を行うことで発生するごみは住宅宿泊事業を実施する皆様の責任で適正に処理してください。

### 事業系ごみの処理の方法

住宅宿泊事業を行うことで発生するごみは廃棄物処理業者に委託して処理を行う必要があります。廃棄物は法律により一般廃棄物と産業廃棄物に分けられています。一般廃棄物と産業廃棄物、それぞれ許可を持つ廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託してください。

#### » ポイント

廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物があります。それぞれの品目を正しく理解してください。

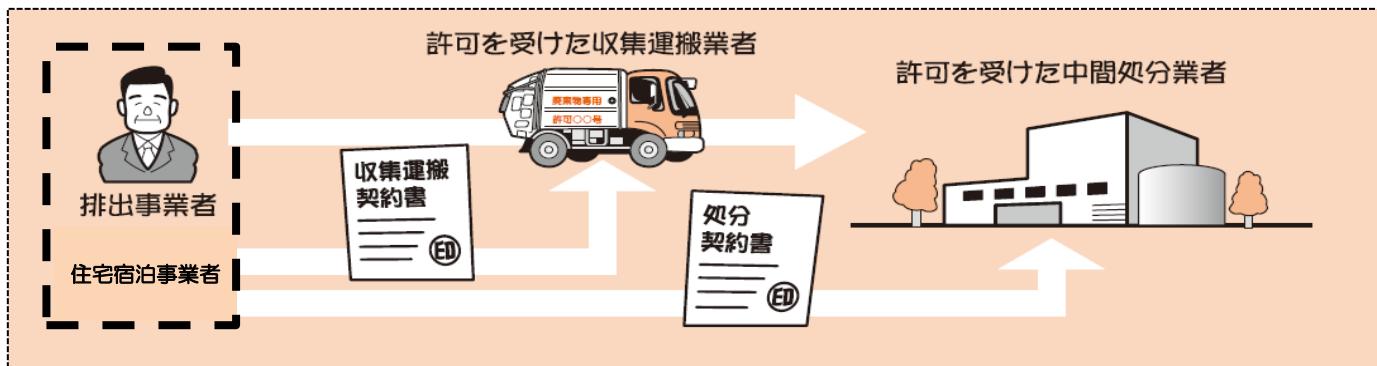
### 事業系ごみ処理の注意点

#### ●一般廃棄物の処理を委託する際の注意事項

- ・一般廃棄物（普通ごみ）の許可を持っている収集運搬業者に委託してください。

#### ●産業廃棄物の処理を委託する際の注意事項

- ・委託しようとしている産業廃棄物を事業の範囲にしている収集運搬業者又は処分業者に委託してください。
- ・法律で定められた内容の契約書で契約してください。
- ・契約書は5年間保管してください。
- ・産業廃棄物を廃棄物処理業者に引き渡す際には、産業廃棄物管理票（産廃マニフェスト）を交付してください。
- ・産業廃棄物管理票は5年間保管してください。



#### » ポイント

許可をもつ廃棄物処理業者はそれぞれ下記から検索してください。

一般廃棄物処理業者  
(江戸川区ホームページ)



産業廃棄物処理業者  
(東京都ホームページ)



### 事業系ごみの分別

事業系ごみは一般廃棄物と産業廃棄物とに区分されます。一般廃棄物と産業廃棄物では処理ルートが異なりますので、正しく分別することが必要です

#### » ポイント

- 産業廃棄物 発砲スチロール、プラスチック類、金属、ガラス 等
- 一般廃棄物 生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず 等

詳しい分別については委託する業者にご相談ください。

## 近隣トラブルの防止

ごみの問題は非常にシビアで、トラブルが発生しやすい問題です。事業を近隣の方たちの理解を得ながら円滑に行なうためにも、委託する廃棄物処理業者とよく相談して近隣の方の迷惑にならないようごみを出してください。

## 法律による罰則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、厳しい罰則の規定があります。

違反行為	罰則
不法投棄、不法焼却	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
無許可業者への委託	
措置命令違反	
一般廃棄物の処理基準違反	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
改善命令違反	
委託基準違反	
廃棄物管理票未交付、未記載、虚偽記載	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
廃棄物管理票保存義務違反	
報告徴収違反	
立入検査拒否・妨害	30万円以下の罰金

### » ポイント

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は罰則が非常に厳しい法律です。近年、同法違反により、書類送検、逮捕される事業者が多発しています。廃棄物の処理は適正に行ってください。

## 住宅宿泊事業廃棄物処理報告書の提出・相談（予約制）

◆委託する廃棄物処理業者が決まったら、下記提出先まで住宅宿泊事業廃棄物処理報告書を提出してください。

◆事前に希望日時を予約してください。

※予約時間（1回30分程度）平日9時00分～11時00分及び13時00分～15時30分

※予約なしで来庁の場合には、対応できない場合があります。

※住宅宿泊事業者の方が来庁してください。来庁される方が日本語が分からぬ場合は日本語が分かる方を同行の上で来庁してください。

【提出先】〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区環境部清掃課清掃事業係（北棟3階）

電話番号：03（5662）8434（平日8時30分～17時00分）

### » ポイント

住宅宿泊事業廃棄物処理報告書を提出いただけない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、報告徴収、立入検査を実施する場合があります。

## 民泊開始後の注意点

民泊開始後に民泊の部屋を一時的にマンスリー（30日以上）での賃貸契約にした際、及びマンスリー（30日以上）の賃貸契約から民泊の運営に戻した際には、その都度必ず管轄の清掃事務所にごみ収集の件でご連絡ください。



管轄の清掃事務所の連絡先は、ホームページ（右記二次元コード）でご確認ください。

## ホームページの言語の変換方法

「住宅宿泊事業者（民泊）から出るごみ」ホームページ画面

画面右上の「Foreigner」をクリックしますと、「英語」「中国語」「韓国語」等約100の言語を選択でき変換することができます。